

社会福祉法人菜花会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菜花会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、理事会出席報酬として1回3,000円の報酬を支払うことができる。またその際の交通費は車を利用する場合、自宅から移動距離5kmごとに1,000円とし上限を8,000円までとする。公共交通機関を利用する場合、自宅最寄り駅からJR小坂井駅までの往復料金とし上限を20,000円までとする。また郵送にて意見等の求めに応じた場合、またはリモートにて出席した場合には1回1,500円の報酬を支払うことができる。ただし職員等として勤務中に開催された場合は理事会出席報酬及び交通費は支払われない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、評議員会出席報酬として1回3,000円の報酬を支払うことができる。またその際の交通費は車を利用する場合、自宅から移動距離5kmごとに1,000円とし上限を8,000円までとする。公共交通機関を利用する場合、自宅最寄り駅からJR小坂井駅までの往復料金とし上限を20,000円までとする。また郵送にて意見等の求めに応じた場合、またはリモートにて出席した場合には1回1,500円の報酬を支払うことができる。ただし職員等として勤務中に開催された場合は評議員会出席報酬及び交通費は支払われない。

(役員及び評議員の相談業務料)

第4条 施設の職員を兼務しない理事及び評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための相談業務にあたった場合、1時間あたり2,000円の報酬を支払うことができる。またその際の交通費は移動距離5kmごとに1,000円とし上限を8,000円までとする。ただし職員等として勤務中に開催された場合は報酬及び交通費は支払われない。

(監事監査指導料)

第5条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、1日あたり3,000円の報酬を支払うことができる。

(同日開催の理事会及び評議員会への出席報酬料)

第6条 理事長及び監事が同日開催の理事会及び評議員会に続けて出席した場合は第3条、第4条に準じてどちらか一方の報酬のみ支払われる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、旅費規定に準じて支給することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月18日より適用する。

この規程は、令和6年6月30日より適用する。